慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	事実認定の原則説明方法と認知欲求レベルが裁判員の判断に及ぼす影響
Sub Title	
Author	松尾, 加代(Matsuo, Kayo)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2011
Jtitle	慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 : 人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.72 (2011.) ,p.163- 166
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	平成22年度博士課程学生研究支援プログラム研究成果報告
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000072-0163

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

事実認定の原則説明方法と認知欲求レベルが裁判員の判断に及ぼす影響

松　尾　加　代

海外の陪審制には説示集というものが存在する。これは裁判での基本的な原則や法の適用について，陪審員に対して情報提供するものである。説示集の内容は法廷ですべての証拠が提示された後，陪審員が評議室に入る前に一字一句，声の抑揚なしに無表情に朗読される。また，この説示集は標準化されており，すべての裁判において使用される(五十嵐，2007)。陪審員はこの説示をもとに，当該の裁判についての判断を下すことになる。しかし法に素人の陪審員がどれほど説示を理解しているのだろうか。過去の調査報告によると，陪審員の説示の理解は約50%にとどまっている（Benson, 1985; Ellsworth, 1989; Green, 1988）。その理由の一つとして，専門用語の理解が困難なことが挙げられる。

ニュージーランドには説示集としてBench Book というものが存在する。これも法律を説明するためのものであるが，Bench Bookの特徴は，説示集内に記載されている言葉通りに読み上げる必要がなく，むしろ会話的な表現で順応的に陪審員に法の説明をすることができる。実際にBench Bookによって法の説明を受けた陪審の85%が“良く理解できた”80%が“役に立った”と回答している（Eames, 2003）。したがって，説示を与える方法によってその効果に違いが表れることが予測される。

また，説示集による法の説明以外にlimiting instructionがある。これは裁判で提示される特定の情報に対する注意勧告である。たとえば被告人に前科があった場合，前科についての情報は当該の審議内容とは無関係なので無視するようにと陪審員に注意を促す。Limiting instructionについての心理学調査では一貫した効果は報告されていない（Pfeifer & Ogloff, 1991; Rector, Bagby, & Nicholson, 1993）。たとえば，被告人の人種に対するlimiting instructionの効果を調査した実験では，その効果は認められず，被告人が黒人のときより白人の方が有罪判断率が高くなったことが報告されている（Bagby, Parker, Rector, & Kalemba, 1994）。一方，感情を喚起する情報の一つである被害者意見陳述（victim impact statements [VIS]）に対するlimiting instructionの効果を調査した実験では，limiting instructionを与えた場合，与えなかった場合と比べて量刑が軽くなったことが報告されている(Platania & Berman, 2006)。しかしVISに関するlimiting instructionを与えた場合の有罪無罪判断に及ぼす影響を調査した研究は報告されていない。

裁判で与えられる説示や法の理解はどうすれば高まるのだろうか。個人特性のひとつに認知欲求がある（Cacioppo & Petty, 1982）。認知欲求とは，考えることや認知的努力が必要な活動に対する欲求を指す。認知欲求の高い個人は，目の前の課題についての内容を理解することに努力して判断を行う。一方，認知欲求の低い個人は，本質的な内容ではなく周辺にある情報，たとえば添付写真や話者の外見などを手がかりに判断を行う（神山・藤原, 1994; Sommers & Kassin, 2001）。したがって，認知欲求の高い個人は，裁判において説示の理解や証拠を吟味するために認知的努力を行うことが予測される（Leippe, Eisenstadt, Rauch, & Seib, 2004）。また感情的な情報であるVISが提示された場合も，認知的努力を行う高認知欲求の個人は低認知欲求の個人よりも感情の喚起が少ないことが予測される。本研究では，説示と認知欲求が裁判員の有罪無罪判断に及ぼす影響を調査した。

方　法

実験参加者

裁判員候補の一般成人93名（男=51名 女=42名; 年齢 20–70歳，*M*=48）が実験に参加した。参加者は謝礼金1350円が支払われた。

デザイン

刑事裁判での原則についての説示の有無（なし・あり・あり＋被害者意見陳述の注意）と認知欲求（高・低）を要因とする3 x 2の計画で実験が行われた。実験参加者は原則3群のいずれかにランダムに割り当てられた。認知欲求の高・低はデータ収集後，分析の際にそれぞれの群内で分けられた。

実験材料

認知欲求尺度．神山・藤原（1991）が作成した日本語版認知欲求尺度が使用された。参加者は，ものの考え方についての質問として，15の文章に対して7段階（1=全くそうでない，7=非常にそうである）で回答した。

刑事裁判の原則．法務省が作成している裁判員法39条の説明文から4項目（無罪推定の原則，検察官の立証責任，合理的疑いのない立証，証拠裁判主義）を抜粋して使用した。被害者意見陳述についての注意は，被害者や被害者家族による意見や感情は証拠にはならないため，有罪無罪判断の根拠としてはならないことが，説示4項目が提示された直後に示された。

感情の測定．現在のネガティブ感情を測定するための質問紙，Juror Negative Affect Scale（JUNAS; Bright & Goodman-Delahunty, 2006）が使用された。参加者は怒り，悲しみ，嫌悪，恐れ/不安についての30項目に7段階（1=まったく当てはまらない，7=非常に当てはまる）で回答した。

裁判シナリオ．殺人事件を扱った裁判の概要が音声（ナレーション）とスクリーン（シナリオを文字化）で提示された。被告人は犯行を自供した後，否認に転じている設定とした。また証拠のほとんどが状況証拠（目撃証言）で，被告人の有罪を証明するには弱いものばかりとした。シナリオの最後に被害者家族による意見陳述が語り口調で提示された。

手続き

参加者は日本語版認知欲求尺度に回答した後，JUNASに回答した。その後，殺人事件の裁判のシナリオが提示された。刑事裁判での原則ありの群には，原則説明が，原則あり＋被害者意見陳述の注意群には，原則説明と注意が裁判シナリオの前後に音声とスクリーンで提示された。再びJUNASに回答した後，有罪無罪判断，量刑などの質問紙に回答した。

結　果

全体では有罪判断が63.4%（59名），無罪判断が36.6%（34名）だった。各条件における有罪判断率をTable 1に示す。有罪判断率についてカイ2乗検定で分析した結果，説示なし群とあり群の間に有意差はなく（$\chi^2(1)=2.39$, *ns*），説示なし群とあり＋注意群の間にも有意差はなかった（$\chi^2(1)=.69$, *ns*）。3群間の検定でも，説示が有罪/無罪判断に及ぼす効果は見出されなかった（$\chi^2(2)=2.39$, *ns*）。認知欲求の高低は参加者全体のスコア（range=42–93）の中央値（64）で2分割した。認知欲求について3群間に有意な相違はなかった（$F(2, 90)=.03$, *ns*）。認知欲求レベルが有罪判断率に及ぼす効果は有意であった（$\chi^2(1)=14.78$, $p<.001$）。それぞれの群内で認知欲求の高低による有罪判断率の相違を分析した結果，説

Table 1　有罪判断率（%）（括弧内は認知欲求レベル別の有罪判断率）

グループ	有罪
1	63.3
	(低50.0; 高13.3)
2	54.6
	(低36.4; 高18.2)
3	73.3
	(低43.3; 高30.0)

グループ1:　説示あり＋注意　グループ2: 説示あり　グループ3: 説示なし

Table 2　被害者意見陳述を判断の根拠として挙げた人数

グループ	認知欲求	被害者意見陳述の使用
1	低	7
	高	1
2	低	1
	高	1
3	低	4
	高	1

グループ1:　説示あり＋注意　グループ2: 説示あり　グループ3: 説示なし

示あり群（$\chi^2(1)= 9.53$, $p<.01$），説示＋注意群（$\chi^2(1)= 7.75$, $p<.01$）で有意差が見られたが，説示なし群（$\chi^2(1)= .20$, *ns*）では有意差は見られなかった。

被害者意見陳述を有罪無罪判断の根拠として挙げた参加者数をTable 2に示す。この比率について各群ごとに認知欲求の高低による相違を分析した結果，説示＋注意群においてのみ有意差（$\chi^2(1)= 6.14$, $p<.05$）が見られた。

感情の変化について，全体を対応のあるt検定で分析した結果，裁判シナリオの前 (M=1.89, SD=.96) と後 (M=2.93, SD=1.44) で有意差 ($t(88)=-7.55$, $p<.001$) があった。しかし説示の有無も認知欲求の高低も感情の変化に影響を与えてはいなかった。

考　察

本研究では，裁判の原則説明と認知欲求が，模擬裁判員の有罪無罪判断に及ぼす影響を調査した。結果は，説示の効果は見られず，説示が与えられても与えられなくても，有罪判断傾向に大差はなかった。一方，認知欲求レベルの有罪無罪判断に対する効果は見られた。高認知欲求と低認知欲求の参加者を比べた結果，説示が与えられた場合には，前者で無罪判断が多かったが，説示が与えられなかった場合には両者の判断に差がなかった。このことより，認知欲求の高い参加者は説示を理解して証拠の吟味，判断を行ったことが示唆された。

被害者家族による被害者意見陳述を有罪無罪判断の根拠として用いたと回答した参加者は，説示あり＋注意群でもっとも多く，次いで説示なし群の参加者で多く用いられた。これらのデータを認知欲求レベルを変数に分析した結果，低認知欲求の参加者が高認知欲求の参加者に比べて，有意に多く回答していた。この結果よりLimiting instructionの効果は高認知欲求の個人で表れたことが示唆された。

「被害者意見陳述を判断の根拠としてはいけない」と注意を受けた群で，陳述がもっとも多く有罪無罪判断の根拠として用いられたことについては，以下のように説明することが可能であろう。すなわち，Limiting instructionによって被害意見陳述についての情報が与えられ，被害者意見陳述に対する意識，関心が高まった。その後多くの情報が与えられたことによって認知的負荷が多大になったため，認知欲求の低い個人においては，実際に有罪無罪判断を行う際に，被害者意見陳述に対する意識，感心の高さは残ったものの「根拠としてはいけない」という注意は想起されなかったと考えることができよう。

引用文献

Bagby, M. R., Parker, J. D., Rector, N. A., & Kalemba, V. (1994). Racial prejudice in the Canadian legal system. *Law and Human Behavior*, 18(3), 339–350.

Benson, R. W. (1985). The end of legalese: The game is over. *Review of Law and Social Change*, 13, 519–573.

Bright, D. A., & Goodman-Delahunty, J. (2006). Gruesome evidence and emotion: Anger, blame, and jury decision-making. *Law and Human Behavior*, 30, 183–202.

Cacioppo, J. T., & Petty, R. E. (1982). The need for cognition. *Journal of Personality and Social Psychology*, 42(1), 116–131.

Eames, L. (2003). Towards a better direction: Better communication with jurors. *Australian Bar Review*, 24, 35–78.

Ellsworth, P. C. (1989). Are twelve heads better than one? *Law and Contemporary Problems*, 52, 205–224.

Green, E. (1988). Judge's instruction on eyewitness testimony: Evaluation and revision. *Journal of Applied Social Psychology*, 18, 252–276.

神山貴也・藤原武弘 (1991). 認知欲求尺度に関する基礎的研究. 社会心理学研究, 6, 184–192.

神山貴也・藤原武弘 (1994). 認知欲求と消費者行動 ―意思決定方略の個人差について― 消費者行動研究, 1(2), 45–61.

Leippe, M. R., Eisenstadt, D., Rauch, S. M., & Seib, H. M. (2004). Timing of eyewitness expert testimony, jurors' need for cognition, and case strength as determinants of trial verdicts. Journal of Applied Psychology, 89(3), 524–541.

五十嵐二葉 (2007). 説示なしでは裁判員制度は成功しない. 現代人文社.

Pfeifer, J. E. & Ogloff, J. R. (1991). Ambiguity and guilt determinations: A modern racism perspective. *Journal of Applied Social Psychology*, 21(21), 1713–1725.

Platania, J. & Berman, G. L. (2006). The moderating effect of judge's instructions on victim impact testimony in capital cases. *Applied Psychology in Criminal Justice*, 2(2), 84–101.

Rector, N. A., Bagby, M. R., & Nicholson, R. (1993). The effect of prejudice and judicial ambiguity on defendant guilt ratings. *Journal of Social Psychology*, 133(5), 651–659.

Sommers, S. R., & Kassin, S. M. (2001). On the many impacts of inadmissible testimony: Selective compliance, need for cognition, and the overcorrection bias. *Personality and Social Psychology Bulletin*, 27(10), 1368–1377.

顔の記憶成績に影響を与える要因の検討

日　根　恭　子

本研究の目的は，顔の再認において処理の持ち越し効果が生じ，顔の記憶成績に影響が与えられるかを検討する事であった。

顔の認知においては，全体的処理と部分的処理の二つの処理が行われていると考えられている。全体